

令和6年度宇土市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症拡大以降、生活課題は以前にも増して多様化・複雑化しています。地域社会における不安は増大し、失業や物価高騰等により困窮者の増加や社会的孤立の深刻化は大きな課題であるといえます。

国においては、この多様化・複雑化した地域課題を解決し、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる地域の多様な関係機関によるプラットフォーム（連携・協働の場）づくりや、地域共生社会の実現に向けた地域づくり、包括的な相談支援体制の整備を進めようとしています。

このような情勢を踏まえ、本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者との協働により、持続可能な地域社会の実現を目指し、第3期地域福祉活動計画の基本理念である「輝く絆・安心のふるさとづくり」を着実に進めてまいります。

2 重点事業目標

① 重層的支援体制整備事業の充実

市民の皆様の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、「分野を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を行っていきます。

② 自立相談センター及び生活困窮者等支援の充実

生活困窮者に対する住居支援・生活支援・就労支援等、様々なニーズに対応できるよう、関係機関との連携強化図っていきます。

③ 地域福祉権利擁護事業及び成年後見支援センター事業の充実

金銭管理や財産管理、契約の締結など、その人の状態にあった支援を行っていきます。

3 主要事業

【法人運営事業】

① 活動基盤の確立

福祉センターを拠点とし、自主的で持続可能な組織を目指し、変動する社会福祉制度への対応や各事業の見直し、効率的な経営及び財政の安定化を図ります。

② 関係機関との連携

地区社会福祉協議会の活性化を図ると共に、地域の福祉リーダー的存在である行政区長や民生委員・児童委員、老人クラブ等との連携・協力体制の強化に努めます。

③ 広報啓発活動

市民の皆様に、社会福祉協議会が行っている事業への認識を深め、興味を持っていただけるように、分かり易い紙面づくりに留意した「うと福祉だより」を発行します。

④ 人材育成・研修

組織の活性化、職員の資質向上を図るため、研修会等へ積極的に参加します。また、人

事考課制度も運用し、適切な組織運営を図ります。

- ・熊本県社会福祉協議会や各種機関が主催する研修会等への参加
- ・市が行う人事評価等職員研修会への参加

【共同募金配分金事業及び日本赤十字事業】

困窮者対策事業や地域づくり事業の充実を図ります。また、万一の災害発生に備えたボランティア受入体制や災害派遣体制の整備等を行います。

- ・子ども食堂、地域食堂等への支援
- ・生活困窮者世帯への食料や生活用品の支給
- ・児童が安全に遊べる小規模遊園地の遊具点検・修理
- ・住宅火災等による災害救援物資及び見舞金の配付

【ふれあいのまちづくり事業】

① 歳末助けあい市民のつどい

市民の皆さまの相互扶助の一環として、「歳末助けあい市民のつどい」を開催します。

② ふれあい福祉相談

市民の皆さまが安心して生活できるように、生活全般の様々な相談や、市民のニーズが高い専門的な弁護士や司法書士による無料相談等を継続的に実施していきます。

③ 友愛訪問・生活応援ボランティア事業

一人暮らし高齢者に対する見守りや、一人暮らし等の高齢者、障がい者等に対し在宅生活を支援する生活支援事業の充実を図っていきます。また、友愛訪問事業と生活応援ボランティア事業とのスムーズな連携を図ります。

④ ひとり親世帯等に対するサポート事業

ひとり親世帯や生活困窮世帯等に寄り添ったサポートを行っていきます。

【地域福祉権利擁護事業(受託事業)】

熊本県社会福祉協議会からの委託を受け、契約や金銭管理等に不安がある人に対し、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常生活における金銭管理を行います。

市民の皆様の権利を守り、地域で安定した生活を送っていただけるように専門機関との連携を図ると同時に、認知症の進行等に伴い、地域福祉権利擁護事業では対応が困難なケースについては、行政や各専門職、宇土市成年後見支援センター事業と連携しながら成年後見制度への移行を検討していきます。

- ・支援員養成に向けての人材発掘
- ・金銭管理や福祉・介護サービスの利用援助
- ・日常生活上の助言・フォーマルサービス・インフォーマルサービスの提案

【生活困窮者自立相談支援事業(受託事業)】

市（福祉課）からの委託を受け、生活困窮者の相談に対応し、当事者が抱える課題把握、本人の意思を十分に確認しながら個々の状態にあった支援計画の作成、関連事業と連携した包括的支援、自立に向けた支援を行います。

重層的支援体制整備事業との連携が必要な相談や経済的困窮、住居に関する相談も増えてきており、レスキュー事業や行政、ハローワーク等関係機関との連携を図り、本人の生活基盤の確保に向けた支援を行っていきます。

- ・相談窓口の設置及び相談支援員の配置による伴走型支援の実施

【地域介護予防活動支援事業（受託事業）】

市（高齢者支援課）からの委託を受け、地域の公民館や集会場を利用した軽度の体操教室や地域見守りを実施している住民団体に対し支援を行います。

この事業は、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うことを目的とするもので、高齢者だけではなく、障がいのある方や子育て世代の方も含め、多くの世代でも事業に参加できるよう、地域共生社会に向けた集いの場としての取組みを進めてまいります。

令和6年度では新たに2団体を設立し、累計で47団体とすることを目標とします。

- ・事業の啓発及び立ち上げ・活動継続のための支援
- ・地域見守りの体制づくりへの協力
- ・出張講座等の調整

【生活支援体制整備事業(受託事業)】

市（高齢者支援課）からの委託を受け、生活支援コーディネーターを配置しています。いつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、市や地域包括支援センター、各種団体等と連携し、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築、地域課題の発掘、地域資源の開発、民間サービスの活性化、元気高齢者の増加や活用を図っています。

令和5年度に改訂した「生活支援お宝ブック」を有効的に活用できるよう、窓口への設置はもちろん、福祉・介護・医療機関への配布も行っていきます。より生活に密着した情報の提供ができるよう、新たな社会資源の開発・発見に努めていきます。

- ・住民の皆さまとの話し合いによる課題把握・整理・情報提供
- ・地域ケア会議やサービス調整会議、重層的支援会議、協議体等、各種会議への参加・助言
- ・地域福祉活動（ボランティアや地域食堂等）を推進している団体への助言・後方支援

【生活福祉資金貸付事業(受託事業)】

熊本県社会福祉協議会からの委託を受け、低所得世帯、高齢者、障がいのある人など、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を目的として、生活福祉資金の貸付・相談支援を行ってい

ます。また、相談を受ける中で出てきた生活全般の課題解決に向けた支援を、生活困窮者自立相談支援事業や市福祉事務所等の関係機関と連携し行っています。

昨年度からコロナ関連貸付の償還が始まっています。償還免除や償還猶予など、償還に係る相談に丁寧に対応していきます。

- ・生活困窮者自立相談支援事業や他の困窮者対策事業等との連携
- ・特例貸付を含めた借受人の現状把握及び償還相談の実施（県社協との連携）

【宇土市成年後見支援センター事業（受託事業）】

市（高齢者支援課）からの委託を受け、「権利擁護の地域連携ネットワーク」の中核機関として、宇土市成年後見支援センターを開設しています。

市民や関係機関からの様々な相談を受け、アウトリーチを含め支援ができる体制を整えています。成年後見制度やセンターに対する認知度が低いため、今後も市民や組織・団体へ啓発し、利用促進が図られるよう取組んでいきます。

- ・広報活動（福祉だよりへの掲載・出前講座・各種団体の会議での啓発）
- ・弁護士等専門職との連携
- ・受任調整機能の充実

【重層的支援体制整備事業（受託事業）】

市（福祉課）からの委託を受け、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応できない複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるように、市関係部署や他機関との連携・協議を進めていきます。令和6年度は、ひきこもり等、SOSを発することが難しい方々へのアウトリーチの充実を図ります。また、社会資源の把握に努め、課題を抱えた方が利用できるサービスや居場所となりうる資源について、情報収集を行います。

- ・地域の就労事業所やその他福祉団体との連携強化による参加支援の実施
- ・ひきこもりの方への支援の充実

【福祉センター事業】

宇土市福祉センターは令和2年度から大規模改修を開始し、残すのは空調設備改修及び屋上防水工事のみとなっていました。令和5年度に着手する運びとなりました。

工事は、令和5年度・6年度の2か年事業として整備を行い、工事期間中は会議室の使用に一部制限をかけることとなりますが、完成後は、福祉関係団体をはじめ各種団体に対して、積極的な貸し出しを行う予定です。